

期末・勤勉手当の引き下げ など22議案を可決

12月定例会

平成21年第4回行方市議会定例会は、11月27日から12月4日までの8日間の会期で開催しました。

本会議では、市長から人事案、条例の改正案、補正予算案など21件が、また総務委員会から条例の改正案1件が提出され、いずれも、全会一致で原案のとおり、可決、同意しました。

また、第3回定例会で継続審査となっていた平成20年度決算の認定案9件も全会一致で認定しました。

このほか、選挙管理委員及び補充員の選挙が行われ、指名推選によってそれぞれ4人が当選しました。

市長が提出した議案等

条例

一部を改正

- 特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例
- 教育委員会教育長の給与、
勤務時間その他の勤務条件に
関する条例
- 職員の給与に関する条例等
平成21年8月の人事院勧告
に準じて、期末・勤勉手当の
支給（市長・教育長は期末手
当のみ支給）割合を引下げま
した。このほか給料表の改定
や住居手当の改正等を行いま
した。

この改正は、
平成21年12月
1日から施行
されます。



《期末・勤勉手当の支給引下
げ割合》

- 市長・教育長
年間0・25月分
- 職員
年間0・35月分

《給料表の改定》

- 給料月額を平均マイナス
0・2%引下げ
- ※初任給を中心に若年層は引
下げを行わないが、管理職層
はマイナス0・3%以上引下
げる。

《住居手当の改正》

- 住居手当（自宅を新築・購
入後5年に限り支給、月額2、
500円）を廃止

《勤務時間の改正》

- 1日8時間、1週間40時間
勤務を1日7時間45分、1週
間38時間45分勤務に

この改正は、平成22年4月
1日から施行されます。

《特別職の職員で非常勤の
ものの報酬及び費用弁償に
関する条例

徴収嘱託員の報酬と臨時職
員等の賃金の均衡を図るため
の改正を行いました。

《徴収嘱託員の報酬》

- 月額8万円を月額9万円に
- ※月額報酬のほかに、徴収し
た金額に応じて支払われる加
算額の上限は14万円から13万
円に改正

- 職員の勤務時間、
休暇等に関する条例
 - 職員の育児休業等
に関する条例
- 平成20年の人事院
勧告に準じて、職員
の勤務時間の改正を
行いました。

第4回定例会の経過

〔11月〕
27日 本会議
・開会

・会期の決定

・諸般の報告
・特別委員長報告、質
疑、討論、採決（平
成20年度決算）

・議案の上程、説明、
質疑、討論、採決（人
事・条例・補正予算）

28～29日 休会
30日 本会議

・議案の上程、説明、
質疑、討論、採決（補
正予算・総務委員会
提出議案）
・選挙（選挙管理委員
及び補充員）

〔12月〕

1日 休会（議事整理）

2日 本会議

・一般質問（3議員）

3日 本会議

・一般質問（2議員）

4日 本会議

・議員定数等調査特別
委員会の中間報告
・閉会中の所管事務調
査
・議員の派遣
・閉会

人事案件に同意

■公平委員

五十野芳男（小貫 361 番地 5）

岡里年貢氏の退任に伴い、後任に五十野氏を選任。

■教育委員

根本 安定（杉平 89 番地 1） 羽生成一郎（山田 2034 番地）
根本 孝（芹沢 908 番地 17）

平成 21 年 11 月 30 日で根本安定氏、羽生成一郎氏が任期満了になるため引き続き両氏を任命。また、下河邊幸夫氏の退任に伴い、後任に根本孝氏を任命。

■監査委員

大橋 和範（行方 1978 番地 1）

平成 21 年 11 月 30 日で百瀬和朗氏が任期満了になるため、新たに大橋氏を選任。

■後期高齢者医療に関する条例
■介護保険条例

現下の厳しい経済社会情勢を受け、国が平成 22 年 1 月 1 日から、社会保険料等の延滞金を軽減する法律を施行することに伴い、本市も同様の軽減を行うための改正を行いました。

指定管理者の指定

■障害者地域活動支援センター
ドリームハウス
指定管理者

行方市玉造甲 403 番地
社会福祉法人 行方市社会福祉協議会
会長 伊藤孝一
指定期間

指定管理者制度とは

市が設置する「公の施設」の管理運営を、民間企業やNPO法人などの幅広い団体で行うことができる制度です。

この制度が創設されるまでは、「管理委託制度」といって、市の出資法人や農協、土地改良区などの限られた公共的団体にしか管理を委託できませんでした。

本市では、8施設に指定管理者制度を導入して民間事業者が持つノウハウや活力を活用することで、経費削減と住民サービスの向上を図っています。

※公の施設とは…地方自治法第 244 条第 1 項で定められた、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」をいいます。具体的には、老人ホーム、図書館、公民館、体育館、野球場、公園、市営住宅などです。

ドリームハウスは麻生にあります



平成 22 年 4 月 1 日から
平成 25 年 3 月 31 日まで

条例

議員が提出した議案等

一部を改正

●行方市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
議員の報酬の支給方法がほかの行政委員会の委員等とは異なるという地方自治法の考案に基づき、これまで議員の期末手当に関する規定が「市長等の例による」と市の常勤特別職の規定に準じていたのを、議員として新たに支給額を定めるための改正を行いました。

選挙

《期末手当の支給割合》
● 6 月期 1・6 月分
● 12 月期 1・7 月分
この改正は、平成 21 年 12 月 1 日から施行されます。

■選挙管理委員（4 人）
石川恭二

（根小屋 222 番地 1）
島田昌和（三和 639 番地）
瀧崎紘一郎
（玉造甲 227 番地）

高野武衛（於下 1245 番地）

■選挙管理委員補充員（4 人）
島田福壽（浜 493 番地）
羽生昭市
（麻生 1261 番地 1）

横瀬洋三
（山田 3662 番地 21）
野島清司（椋木 440 番地）

選挙管理委員及び補充員は、地方自治法第 182 条で、議会において選挙するよう定められています。任期は原則として 4 年です。

予 補 正

光ファイバ整備に約5億円

一般会計 約6億5,000万円増額

会計別	補正額	主な内容	総 額	
一 般	6億5,166万5,000円増額	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援給付費国庫負担金 / 2,321万3,000円 ・地域活性化・公共投資臨時交付金 / 2億8,896万円 ・地域情報通信基盤整備推進交付金 / 1億6,800万円 ・前年度繰越金 / 6,389万5,000円 ・地域情報通信基盤整備推進事業債 / 5,200万円 ・職員給与費 / △1,122万1,000円 ・地域情報通信基盤整備事業 / 5億902万円 ・障害者福祉サービス事業 / 4,630万4,000円 ・児童措置費国庫負担金返納金 / 1,091万5,000円 ・新型インフルエンザ対策事業 / 5,447万1,000円 ・農業振興費 / 1,178万7,000円 ・道路維持補修事業 / 1,996万3,000円 	156億2,880万2,000円	
特 別	国民健康保険	7,759万1,000円増額	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費 / 449万1,000円 ・一般被保険者償還金 / 7,300万円 	50億9,438万1,000円
	介護保険	19万6,000円減額	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費 / △19万6,000円 	25億1,681万5,000円
	農業集落排水事業	160万1,000円減額	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費 / △262万1,000円 ・施設管理費 / 102万円 	7億1,059万9,000円
	特定環境保全公共下水道事業	98万3,000円増額	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費 / △61万3,000円 ・施設管理費 / 159万6,000円 	3億1,748万3,000円
	流域関連公共下水道事業	32万3,000円増額	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費 / 32万3,000円 	3億8,622万3,000円
水道事業	251万1,000円増額	<ul style="list-style-type: none"> ・職員給与費 / 251万1,000円 	収益的収入及び支出 7億9,670万円	

※職員給与費の増減は、期末・勤勉手当、給料表の改定等によるものです。



クローズアップ

- 事業主体 行方市
- 整備対象地域 行方市内の光ファイバによるインターネット接続サービス未提供地域〔麻生地区の一部（73局・77局）、玉造地区全地域（55局・56局・57局）〕
※麻生地区の一部（72局）及び北浦地区は民設民営で整備
- 整備範囲 光ファイバケーブルの敷設
中継網設備や住民等への引込み線等は電気通信事業者が整備
- 整備する光ファイバの距離 約246キロメートル
共架する電柱 約7,319本
- 総事業費 5億902万円（国庫補助事業）
 - ・地域情報通信基盤整備推進交付金 1億6,800万円
 - ・地域活性化・公共投資臨時交付金 2億8,896万円
 - ・地域情報通信基盤整備推進事業債 5,200万円

現在、行方市内にはブロードバンドを利用できない地域があり、情報通信格差の早期是正が求められています。

そこで、行政と民間企業が連携して光ファイバ網の整備を行い、全ての市民に最良のブロードバンド環境を提供できるように「行方情報通信基盤整備推進交付金事業」が実施されることになりました。

